

帝産観光バス株式会社

安全への取組み



「安全はバス事業の根幹であり、安心はお客様への責任である」

この言葉を胸に

帝産観光バスは安全対策に取り組んでまいります



帝産観光バス株式会社

1 安全対策 **～法令遵守プラスアルファ～**

帝産観光バスでは「道路運送法」「旅客自動車運送事業運輸規則」をはじめとした関係法令、通達等を遵守することはもちろんのこと、さらに一歩進めた安全対策に取り組んでいます。

「安全対策」を講じる要素

P2

**運輸安全
マネジメント**

P3

運行管理体制

P4

車輛管理体制

P5.6.7

**乗務員教育
適性診断**

P8

**健康管理
過労運転防止**

P9

**緊急時の対応
保険加入**



帝産観光バス株式会社

TEISAN BUS

2

安全対策 ～運輸安全マネジメント～

平成17年にヒューマンエラーに起因すると考えられる事故・トラブルが連続して発生したことを受けて、国土交通省が平成18年10月に導入したのが「運輸安全マネジメント制度」です。

「経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善することにより輸送の安全性を向上させる」ことを目的とした制度で、導入当時200台以上の大規模事業者という条件があったこともあり、帝産観光バスは他の観光バス会社より数年早く、制度の導入を進めました。

安全方針と重点施策の策定

帝産観光バスでは、安全方針と重点施策を策定し、全社員で共有しています。

輸送の安全に関する計画

帝産観光バスでは毎年、輸送の安全に関する計画を策定し、PDCAサイクルによる取り組みを行っています。

安全マネジメント体制

帝産観光バスでは、経営トップである社長が「安全統括管理者」と「支店安全統括管理者」を指名し、月例で安全マネジメント会議を実施し、その内容を受け、支店安全統括管理者による「支店安全マネジメント委員会」が行われています。

安全マネジメント評価

帝産観光バスでは国土交通省による「安全マネジメント評価」が、これまで2回（平成21年9月11日、平成27年2月2,3日）行われました。



帝産観光バス株式会社

3

安全対策 ～運行管理体制～

「運行管理」は国家資格者である「運行管理者」が行います。
運行管理者の職務や権限は帝産観光バスの「運行管理規程」で事細かく定められています。
運行管理者は乗務員に対しての運行指示を行い、運行当日の出庫点呼時に運行中止、乗務員交代、行程変更等の判断をするなど、貸切バス運行の責任者となります。
適切な運行管理をすることが安全対策の第一歩です。

運行管理者・ 運行管理補助者の 任命数

法律では、運行管理者の人数は運行拠点(支店)の保有台数により定められています。

⇒帝産観光バスでは、
**法定人数15名に対して
50名を超える運行管理者を
任命**し、運行管理補助者(定期講習の受講義務有)と合わせ365日24時間体制で万全の運行管理体制を整えています。

アルコール チェック

点呼項目の一つとして義務付けられているアルコールチェック。

⇒帝産観光バスでは、
**全運転士にスマートフォンを
貸与し、即時通信で検査結果を
確認できる検査機器を導入**しています。泊先でのアルコールチェックもこのシステムであれば確実に行えます。

デジタルタコグラフ ドライブレコーダー

帝産観光バスでは、
**全車両にデジタルタコグラフと
ドライブレコーダーを装備**しています。

これらの先進機器は万が一の事態に備え運行記録を残すものですが、平常時の記録を活用し、乗務員の技能向上などの教育にも活用しています。



帝産観光バス株式会社

4

安全対策 ～車輛管理体制～

事業用自動車の車両管理は「道路運送車両法」で定められています。
帝産観光バスでは「整備管理規程」で車両管理体制とその責任者である「整備管理者」の職務と権限を定めています。
法令に定められた管理をすることは当然として、社員が車両に愛情を持ち、綺麗に大事に扱うことが車両故障や事故を抑止すると考えています。

法定点検

事業用自動車は年4回の法定点検（うち1回は車検）が義務付けられています。

⇒帝産観光バスでは、
各拠点に認証整備工場を保有し、自社整備士により
点検の管理・対応をしています。

日常点検

事業用自動車では法令で定められた「**運行前点検**」「**運行後点検**」を行います。
異常が認められた場合は整備管理者が運行の可否を判断し、車両の交換等を行います。

整備ビデオ・トラブルシューティング

帝産観光バスでは、運転士の整備知識向上を目的に車両構造や日常点検のポイントをまとめた**オリジナルビデオを作成して教育**しています。また、運行中の故障に対応するために**トラブルシューティングマニュアル**を作成し、整備管理者との連絡の中で最大の復旧作業が出来るようにしています。

担当車制度

帝産観光バスでは、**各車両に乗務員1名の担当制**を敷いています。
担当車両の細かな変化に気づきやすくなるというメリットがあるほか、車両を大事に扱うことで故障や事故の減少につながっています。



帝産観光バス株式会社

5 安全対策 ～乗務員教育と適性診断①～

乗務員が観光バスにお客様を乗せて運行するには「大型2種免許」が必要となり、そのための道路交通法上の知識が求められます。

さらに加えて、毎日違う運行経路を走行する、梯団運行（複数台での走行）で走行するなどの観光バスの特性により、独自のノウハウや技術が必要となります。

臨機応変な判断能力やチームワークの向上、梯団のリーダー（先頭・最後尾など）育成など運転技術以外の教育も重要となります。

※参考資料：2025年度乗務員教育実施予定表（次ページ）



◀ 新人運転士教育の様子



冬山研修の様子 ▶▶



◀ 運転士ステップアップ研修の様子



帝産観光バス株式会社
TEISAN BUS

6

2025年度

乗務員教育実施予定表

▼名称		2025年度実施月▶												備考	
支店主催	職場協議会（労使）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月開催	
	安全マネジメント委員会（労使）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月開催	
	安全衛生委員会（労使）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月開催	
	事故査定委員会（労使）	●			●			●			●			3ヶ月に1回開催	
	防衛運転委員会・教育会議（労使）	●			●			●			●			3ヶ月に1回開催	
	健康診断							●					●	年2回受診	
	運行管理者一般講習	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2年に1回開催日受講	
	整備管理者選任前講習	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	随時	
	整備管理者講習	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	随時	
	ガイド新人教育	●												バック誘導等	
	冬山研修										●	●		チェーン装着実習及び凍結時のブレーキ確認	
	重大事故想定訓練、火災予防訓練	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	随時	
	点呼時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	随時	
	安全教育月間											●		全運転士対象に教育研修を実施	
	事業用自動車運転する場合の心構え	●												点呼：月間重点教育項目	
	事業用自動車の構造上の特性	●	●											点呼：月間重点教育項目	
	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本事項	●		●										点呼：月間重点教育項目	
	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項				●									点呼：月間重点教育項目	
	旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項				●	●								点呼：月間重点教育項目	
	営業区域における道路及び交通の状況				●		●							点呼：月間重点教育項目	
	危険予測及び回避、並びに緊急時に於ける対応方法							●						点呼：月間重点教育項目	
	運転者の運転適性に応じた安全運転							●	●					点呼：月間重点教育項目	
	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法							●		●				点呼：月間重点教育項目	
	健康管理の重要性										●			点呼：月間重点教育項目	
	異常気象時における対処方法										●	●		点呼：月間重点教育項目	
	安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法										●	●		点呼：月間重点教育項目	
	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた指導	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	事故惹起者・高齢運転者・新任運転者に随時	
	ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験等の自社内での共有	●			●			●			●			3ヶ月に1回開催	
	適正診断受診者（人身事故惹起者・初任運転者・高齢運転者）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	診断票到着後	
	事故発生者（ドラレコ映像を活用）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その都度	
	服務規律違反者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	随時	
	初任運転者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	随時	
本社主催	社長巡視	●								●	●			年初及び無事故運動期間	
	無事故運転士表彰	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その都度	
	安全統括管理者巡視	●					●			●				全国交通安全運動期間及び年末年始期間	
	年末年始輸送安全総点検										●	●		12月10日～1月10日	
	全職種研修											●	●		
本社主催	安全管理部による全店点呼	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		



帝産観光バス株式会社

TEISAN BUS

7

安全対策 ～乗務員教育と適性診断②～

適性診断

帝産観光バスでは、法令で義務付けられている特定運転者（初任者・高齢者・事故惹起者）に対する適性診断以外に**全運転士に対して、2年に1度の適性診断を受診する社内ルールを設け、実施**しています。
適性診断の結果を元に、個別の面接指導を行います。

教習・ 育成制度

帝産観光バスでは、昨今の運転士不足と高齢化問題の解消を目的に観光バス会社としては珍しい**「教習育成制度」を導入**しています。
若い世代に観光バス運転士の門戸を広げることで業界全体を活性化したいと考えています。
専門の育成担当を配置し、最大3か月をかけて教育を行い、最終試験を合格した方が観光バス運転士として任命されます。



帝産観光バス株式会社

8

安全対策 ～健康管理と過労運転防止～

乗務員の健康管理や運転時間、拘束時間、走行距離等については「労働基準法」や「改善基準告示」「交代運転者の配置基準」等で基準が設けられています。帝産観光バスではこれらの基準を遵守するための様々な仕組みを導入するとともに、当社独自の取組みを行い、乗務員の健康管理を行っています。

健康診断

帝産観光バスでは、運転士の健康診断を**年に2回義務付け**ています。
「要検査」以上の診断項目については、会社としてその後の検査結果の後追いをし、専門医と相談の上、状況によっては乗務停止の措置を取ります。

脳疾患・ 無呼吸症候群の対策

事故の原因として運転士の意識が突然無くなるということがあります。それらを未然に防ぐため、帝産観光バスでは、「**脳ドック**」と**無呼吸症候群の「スクリーニングテスト」の定期検査**を行っています。異常が発見された場合は専門医と相談の上、運転士の任命を解く場合もあります。

過労運転防止

帝産観光バスでは、厚生労働省や国土交通省が定める基準を遵守することで過労運転は防げると考えています。
しかしながらこれらの基準は時間や走行キロに分かれ、期間も1運行、1日、1週、4週と多岐にわたり、管理が複雑であるという問題がありました。
現在、帝産観光バスでは、「**自動配乗システム**」を開発し、**自動でそれらの条件をチェックしています。ヒューマンエラーの発生を防ぎ、過労運転の防止を実現**しています。



帝産観光バス株式会社

9

安全対策 ～緊急時の対応・保険加入～

様々な安全対策を行っても事故等の緊急事態が発生する可能性はゼロではありません。帝産観光バスでは、様々な緊急事態への対応を明文化（運転士教本・ガイド教本・安全対策マニュアル等）し、社員に周知徹底しています。さらに、万が一に備えた緊急事態発生時の対応訓練を定期的に行っています。また、事故発生時に被害者の皆様に十分な補償をするため保険加入もしています。

安全対策マニュアル

- ▶ 事故発生時の対応
- ▶ 車両故障時の対応
- ▶ 異常気象発生時の対応
- ▶ 地震発生時の対応
- ▶ 道路通行不能時の対応
- ▶ 病人発生時の対応
- ▶ バスジャック発生時の対応

加入保険

帝産観光バスでは万が一の事態に備え、全車両に**対人賠償無制限の賠償保険**に加入しています。
この保険は事故の相手だけではなく、**乗車されているお客様全員にも適用**されます。



帝産観光バス株式会社

10 会社概要・スケールメリット

- ▶ 昭和21年1月、東京都銀座8丁目に帝産オート株式会社を設立し、GHQより進駐軍サービスバス運営を命ぜられ同事業に従事。のちに一般貸切旅客自動車運送事業の経営免許を受け、貸切観光バス事業を開始。「観光バス」「バスガイド」という現在の呼称は、当社が名付けました。
- ▶ 79年の歴史と実績を持ち、修学旅行、遠足、宗教団体、イベント、一般旅行等、主にガイド案内の「観光バス」を中心とした会社です。
- ▶ 東京、名古屋、京都、奈良、大阪、神戸の6カ所に支店があり、保有台数265台、従業員約500名の貸切バス事業者としては国内で最大規模の会社です。
- ▶ 万が一の故障や事故の発生時でも全国の各拠点から速やかに対応できます。



帝産観光バス株式会社